

産業廃棄物対策に関する
行政評価・監視結果に基づく勧告

平成17年10月

総務省

前 書 き

廃棄物（いわゆる「ごみ」）には、一般家庭の日常生活に伴って排出されるものと事業者の事業活動に伴って排出されるものがあり、事業活動に伴う廃棄物の中には、一般家庭の日常生活により排出されるものとは異なる取扱いがなされるものがある。

昭和45年に制定された廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項、第2項、第4項等においては、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥等の固形状又は液状の汚物又は不要物をいい、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の20種類の産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物とに区分されており、産業廃棄物は一般の廃棄物とは異なる取扱いをすることとされている。

産業廃棄物については、我が国における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る見地から、適正に処理することが求められており、国は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の排出の抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を推進してきている。

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物処理法については、過去、累次にわたる改正が行われ、産業廃棄物の運搬又は処分が委託により行われる場合において、①委託する事業者と受託する事業者間に一定の義務を課した委託契約制度及び②産業廃棄物が最終処分（再生を含む。）されるまでの流れを排出事業者が把握するための産業廃棄物管理票制度の導入等の措置が講じられてきている。

しかし、近年、我が国における産業廃棄物の年間排出量は、約4億tとほぼ横ばいの状況にあるものの、最終処分場の残存容量は、重量ベースでみると、平成10年度当初の約2億1,100万tから、15年度当初の約1億8,200万tへと減少しており、ひっ迫した状況にある。

また、近年、不法投棄量は、平成10年度の42.4万tから15年度の74.5万tに

増加しており、青森県と岩手県の県境や、岐阜市における大規模な産業廃棄物の不法投棄も新たに発覚している。

このようなことから、委託契約制度及び産業廃棄物管理票制度の適正な運用や最終処分場の確保等による不法投棄の防止を含め産業廃棄物問題に対する一層の対応の強化が求められている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、産業廃棄物の適正処理を推進する観点から、管理票制度の運用状況、最終処分場の確保状況、最終処分量の減量化の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため、実施したものである。

目 次

1	制度の概要等	1
ア	産業廃棄物の種類	1
イ	産業廃棄物の処理の適正化の仕組み	2
ウ	都道府県等による立入検査制度	7
エ	不法投棄の状況	7
オ	最終処分場の確保の必要性	7
カ	最終処分量の減量化対策の推進の必要性	9
2	調査手法の概要	10
3	調査結果	13
(1)	委託契約制度の運用の適正化	13
ア	委託契約締結状況調査の結果	13
イ	法令違反等事例の発生理由	15
ウ	事業者等に対する都道府県等の周知・啓発の実施状況	15
(2)	管理票制度の運用の適正化	17
ア	管理票追跡調査結果	17
イ	管理票記載状況調査結果	19
ウ	法令違反等事例の発生理由	20
エ	事業者等に対する都道府県等の周知・啓発の実施状況	20
オ	都道府県等が実施している研修への事業者等の参加状況	20
カ	管理票における廃棄物数量の表記が不十分な原因	21

(3) 都道府県等による立入検査の効果的な実施	23
ア 立入検査における確認事項等に関する環境省の指導等	23
イ 立入検査時における中間処理前後の廃棄物数量の確認	23
ウ 立入検査の実施状況	24
(4) 最終処分場の確保の推進	26
ア 最終処分場の残余年数	26
イ 公的最終処分場の確保	27
ウ 環境省の対応	29
(5) 産業廃棄物の最終処分量の減量化対策の推進	31
ア 中間処理業者における中間処理後の処理残さの再生利用への取組状況	31
イ 環境省による情報提供実施状況	31

1 制度の概要等

ア 産業廃棄物の種類

廃棄物（いわゆる「ごみ」）には、一般家庭の日常生活に伴って排出されるものと事業者の事業活動に伴って排出されるものがあり、事業活動に伴って排出される廃棄物の中には、一般家庭の日常生活に伴って排出されるものとは異なる取扱いがなされるものがある。また、廃棄物の中には、危険なものや放射性物質及びこれによって汚染されたものなど、その取扱いには他の廃棄物とは異なる取扱いが必要とされるものもある。

廃棄物の排出の抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定された、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項、第2項、第4項等においては、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥等の固形状又は液状の汚物又は不要物（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいうとされ、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の20種類の産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物とに区分されている。また、産業廃棄物の中でも爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある性状を有するものは、廃棄物処理法上、特別管理産業廃棄物とされており、それ以外の産業廃棄物とは異なる、より強化された基準で取扱いを行うこととされている。

なお、放射性物質及びこれによって汚染された物は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）により廃棄物処理法における廃棄物とは異なった取扱いを行うこととされている。

（参考）産業廃棄物の例示

- ・ 燃え殻：火力発電所の発電ボイラーの燃えかす等
- ・ 汚泥：工場廃水等の処理後に残る泥状のもの等
- ・ 廃油：ガソリンスタンドから排出される廃エンジンオイル等
- ・ 廃プラスチック類：鮮魚店等いわゆるトロ箱として使用された発泡スチロール、自動車整備工場から排出されるタイヤ交換後の廃タイヤ等

イ 産業廃棄物の処理の適正化の仕組み

廃棄物処理法第11条第1項により、産業廃棄物については、排出事業者（注1）が自ら処理しなければならないとされている。一方、産業廃棄物の運搬や処分は、収集運搬や処分を専門に行う業者により行われているのが一般的である。

このため、廃棄物処理法においては、産業廃棄物の運搬又は処分が委託により行われる場合には、排出事業者自らがその処理状況を的確に把握（自己処理原則）し、併せて不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する事業者と受託する事業者間において、

- ① 一定の義務を課した委託契約制度
- ② 産業廃棄物管理票制度（排出事業者自らが、産業廃棄物が最終処分（再生を含む。）されるまでの流れを産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）により把握する制度）

が設けられており、この2つの制度が機能することが、不法投棄等の不適正処理を防止する上での要諦となっている。

（ア）委託契約制度の概要

委託契約制度は、昭和51年6月の廃棄物処理法の改正（第12条第4項の追加）により創設され、52年3月にその運用が開始された。

産業廃棄物の排出事業者と廃棄物の運搬又は処分を業とする受託者との間で委託内容を明確にして契約を締結することにより産業廃棄物の適正な取扱いを担保するため、廃棄物処理法第12条第4項において、排出事業者及び中間処理業者（注2）は、収集運搬業者（注3）、中間処理業者又は最終処分業者（注4）に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならないとされている。この基準（以下「委託基準」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第6条の2において、①産業廃棄物の運搬又は処分を行うことにつき都道府県知事等の許可を受けた者であって、委託しようとする廃棄物の運搬又は処分をその事業の範囲に含んでいるものに委託しなければならないこと、②書面により委託契約を締結しなければならないこと、③委託

契約書には、委託する産業廃棄物の種類及び数量や委託契約の有効期間等を記載しなければならないこと、④委託契約書は、契約終了の日から5年間保存しなければならないこと等とされている。

(注1) 排出事業者とは、その事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者をいう。

(注2) 中間処理業者とは、産業廃棄物の発生から埋立処分、海洋投入処分又は再生等の最終処分が終了するまでの一連の処理の工程の途中において、産業廃棄物を処分する者をいう。

(注3) 収集運搬業者とは、排出事業者又は中間処理業者から委託を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者をいう。

(注4) 最終処分業者とは、産業廃棄物の最終処分を行う者をいう。

また、廃棄物処理法第14条第14項において、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者は、廃棄物処理法施行令第6条の12に規定されている基準（以下「再委託基準」という。）に従って委託する場合には、収集、運搬又は処分を再委託することが認められている。この基準は、①書面により排出事業者から再委託の承諾を得なければならないこと、②承諾を得た後に、書面により再委託契約を締結しなければならないこと等とされている。

(イ) 管理票制度の概要

環境省（旧厚生省）は、「産業廃棄物におけるマニフェストシステム（積荷目録制）の実施について」（平成2年3月26日付け衛産第18号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）により、産業廃棄物の運搬や処分を委託する場合に排出事業者自らが産業廃棄物の最終処分（再生を含む。）までの流れを把握することを目的とする管理票制度の運用を開始し、平成3年10月の廃棄物処理法の改正により、管理票制度は同法に基づく制度とされた。

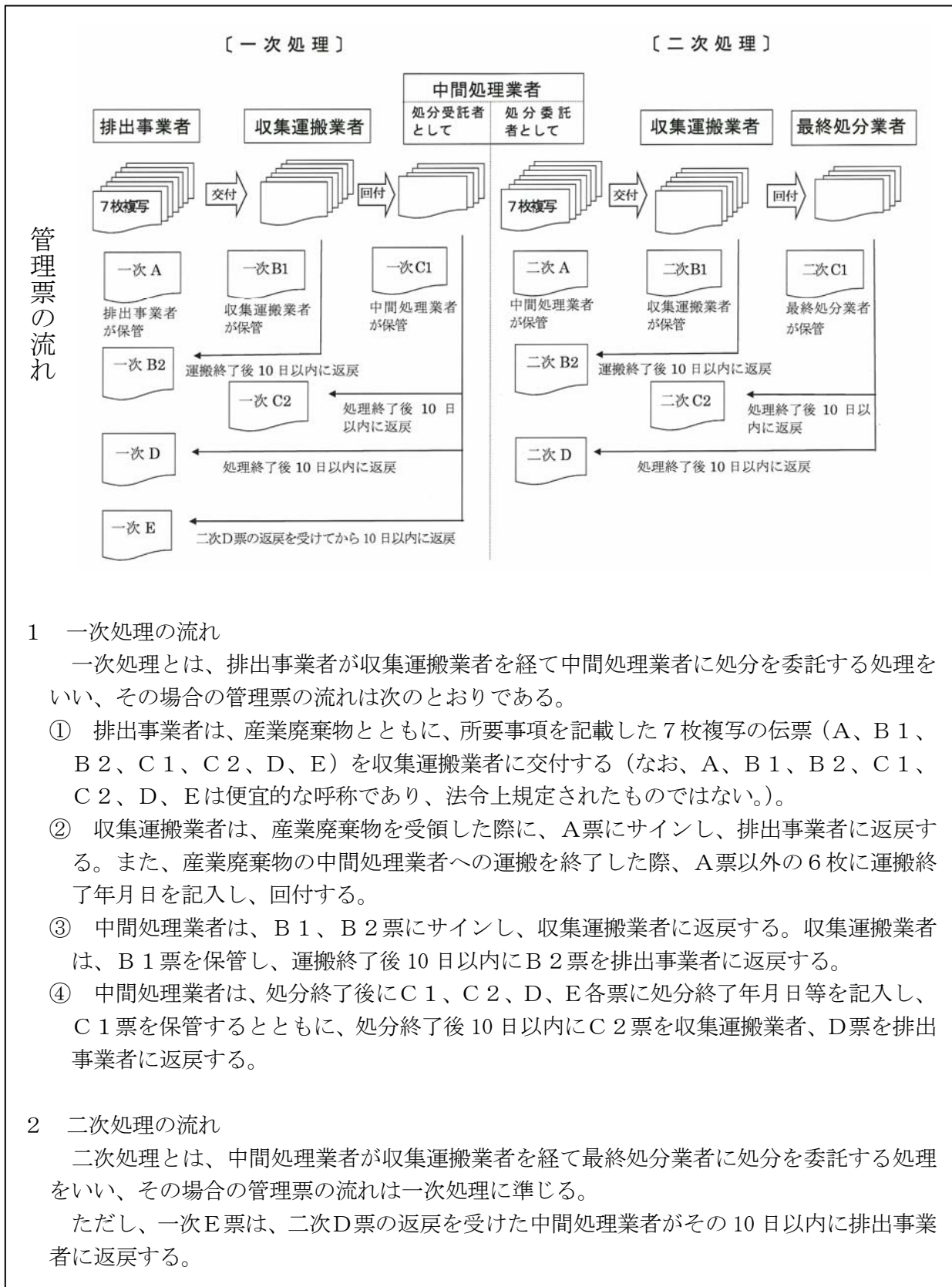
同法の改正当初、管理票制度の対象は、特別管理産業廃棄物の処理の委託に限定されていたが、平成9年6月の同法の改正により特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理についても対象とされた。また、平成17年5月の同法の改正により、管理票制度の違反行為に係る都道府県知事等の勧告に従わない者について、その氏名の公表や命令措置の導入等がなされ、本年10月に施行された。

管理票については、廃棄物処理法第12条の3の規定により、

- ① 産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その者に対し、当該産業廃棄物の引渡しと同時に、当該産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を委託した者の氏名、名称等を記載した管理票を交付すること、
 - ② 産業廃棄物の収集運搬業者は、中間処理業者又は最終処分業者に対し、運搬終了後、運搬終了年月日等を記載した管理票を回付するとともに、その写しを排出事業者に戻すこと、
 - ③ 中間処理業者又は最終処分業者は、収集運搬業者に対し、処分終了後、処分終了年月日等を記載した管理票を返戻するとともに、その写しを排出事業者等に戻すこと、
 - ④ 排出事業者及び中間処理業者は、収集運搬業者等から運搬又は処分の終了に伴う管理票の写しの返戻を受けたときは、当該運搬又は処分の終了を確認し、当該管理票の写しを5年間保存すること
- 等が義務付けされている。

以上の管理票の流れの概要について図示したものは、下図のとおりである。

管理票制度の仕組み



(注) 環境省の資料に基づき当省が作成した。

なお、管理票には、廃棄物処理法第12条の3の規定に基づく複写式伝票によるもののほか、同法第12条の5の規定に基づく電子情報処理組織を利用する管理票(以下「電子マニフェスト」という。)によるものがある。一般には複写式伝票によるものが普及しているが、現在、環境省は、電子マニフェストの普及促進を図っている(注)。この管理票の普及状況をみると、平成15年度の複写式伝票の頒布数量は3,800万件(1件の伝票は、複写式の7枚の帳票が1冊に編綴されたものである。)であるのに対し、電子マニフェストの登録件数(排出事業者が電子マニフェストシステムを利用するために、産業廃棄物の排出の都度、同システムに登録している件数)は、14年度の41万件から15年度の81万件と急増しているものの、複写式伝票による件数の2.1%といまだ普及していない。

(注) 環境省は、電子マニフェストに廃棄物追跡システム(全地球測位システム(GPS))と、産業廃棄物の追跡調査を行うために産業廃棄物に荷札(タグ)として取り付ける集積回路チップ(ICタグ)を組み合わせたより高度な仕組みの導入を計画し、現在、その実施可能性に係る検討を進めている。

このようなことから、現状においては、廃棄物の処理状況を的確に把握し、併せて不法投棄等の不適正処理を未然に防止するためには、複写式の管理票についての的確かつ適正な運用が必要となっている。

(ウ) 委託契約制度及び管理票制度の周知

環境省(旧厚生省)は、都道府県及び保健所設置市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に定める保健所設置市をいう。以下、都道府県及び保健所設置市を総称して「都道府県等」という。)に対し、昭和52年3月の委託契約制度の導入以降、平成4年8月及び10年5月の委託契約制度又は管理票制度に係る廃棄物処理法の改正が行われた都度、同法に係る施行通知を発出している。さらに、管理票制度の厳正な運用を図るとともに排出事業者等に周知徹底を図るため、平成13年3月には「産業廃棄物管理票制度の運用について」(平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。以下「平成13年管理票制度運用通知」という。)を発出している。

ウ 都道府県等による立入検査制度

都道府県等は、廃棄物処理法第19条第1項において、排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者等の事務所、事業場、産業廃棄物処理施設のある土地又は建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる」とされている。

環境省は、産業廃棄物の適正処理を確保するため、「産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について」(平成2年4月24日付け衛産第30号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知。以下「立入検査通知」という。)に基づいて、立入検査を公正かつ効率的に行うよう都道府県等を指導している。

エ 不法投棄の状況

平成5年度以降、環境省（旧厚生省）が実施した「産業廃棄物不法投棄実態調査」の結果によって把握された不法投棄件数は、10年度の1,197件から15年度の894件へと減少しているものの、不法投棄量は10年度の約42.4万tから15年度の74.5万tへと増加しているなど、不法投棄は、依然として後を絶たない状況にある。

これらからみて、委託契約制度及び管理票制度の適正な運用等による産業廃棄物の適正な管理が課題となっている。

オ 最終処分場の確保の必要性

産業廃棄物は、通常は、最終的に、産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）で埋立処分される。最終処分場を設置しようとする者は、廃棄物処理法第15条第1項において、都道府県知事等の許可を受けなければならないとされており、また、同法第11条第1項において、排出事業者は、その廃棄物を自ら処理しなければならないとされていることから、最終処分場の多くは排出事業者又は産業廃棄物処理業者である民間事業者が設置している（平成14年度における最終処分場の残存容量の79.7%は民間事業者が設置した処分場である。）。

最終処分場は、平成10年度当初2,951か所あったものが、15年度当初には2,655か所と296か所減少している。

このため、最終処分場の残存容量は、平成10年度当初の2億1,100万tか

ら15年度当初の1億8,200万tに減少している。しかし、年間排出量の抑制策等もあって、近年の我が国における産業廃棄物の最終処分量が平成9年度の6,700万tから14年度の4,000万tに減少していることもあり、残余年数（残存容量を最終処分量で除したもの）についてみると、10年度当初の3.2年から15年度当初の4.5年に若干延びている。

しかしながら、首都圏を中心として、都道府県によっては、最終処分場の残余年数が不足している地域が見られる。中央環境審議会（環境基本法（平成5年法律第91号）第41条に基づき平成13年1月6日環境省に設置）は、「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について」（平成16年1月28日中央環境審議会意見具申）において、「産業廃棄物の最終処分場等のひっ迫は深刻な状況にあり、地域によっては処理能力の絶対的な不足を起こし、不法投棄等の不適正処理がもたらされる一因ともなっている。」との認識を示しているが、これら最終処分場の残余年数が不足している地域における不法投棄等の不適正処理の発生を未然に防止するためには、最終処分場の確保が重要な課題となっている。

廃棄物処理法第4条第3項では、国は、都道府県に対し、都道府県がその区域内における産業廃棄物の状況を把握し、その適正な処理を行うために必要な措置が講じ得るよう、必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならないとされている。

また、廃棄物処理法第5条の2の規定に基づき環境大臣が定めなければならないとされている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号。以下「基本的な方針」という。）においては、都道府県の役割として、「事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与により、産業廃棄物処理施設を整備すること」について検討することを求めている。さらに、同方針では、産業廃棄物に係る必要な処理能力を確保するため、国がその役割として「廃棄物処理センター等の公共の関与による安全で安心できる処理施設の整備を推進すること」が廃棄物の適正処理の基本であることを規定し

ている。

カ 最終処分量の減量化対策の推進の必要性

前述 1 - オのとおり、最終処分場のひっ迫が深刻な状況にある中で、廃棄物排出量の抑制、排出された廃棄物の直接再生利用に加え、中間処理段階における処理残さの再生利用量の増大による最終処分量の減量化を進め、最終処分場の延命化を図ること、すなわち、現存する最終処分場を可能な限り長期に使用していくことが産業廃棄物処理の適正化を図る上で重要な課題となっている。

このため、環境省は、基本的な方針において、国民及び事業者における最終処分量の減量化に対する自主的な取組を促進することを目的に、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めることとしている。

2 調査手法の概要

今回、当省は、27都道府県において、排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者（以下、排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者を総称して「事業者等」という。）を抽出し、委託契約の締結状況、管理票制度の励行状況等について調査した。

また、このほか、都道府県等の事業者等に対する指導監督の状況をみるため、18都道府県等における立入検査の実施状況についても調査した。

さらに、30中間処理業者における中間処理段階の処理残さの再生利用の実施状況等についても調査した。

ア 調査手法

委託契約の締結状況及び管理票制度の励行状況に関して実施した調査については、その目的等に応じ、次の①、②及び③の手法により実施した。

① 委託契約締結状況調査

21排出事業者、20収集運搬業者、20中間処理業者及び20最終処分業者の計81事業者等を対象に、それぞれが締結している委託契約592件を抽出し、委託契約制度に基づいた義務の履行がなされているかを確認する調査

② 管理票追跡調査

管理票制度に基づき排出事業者が収集運搬業者に交付した管理票に着目し、最終処分を終えた後、最終処分業者等から適正に排出事業者等に返戻されているかについて、その流れを追跡する調査

この追跡調査においては、23排出事業者を対象に、管理票の交付の有無を調査し、このうち管理票を交付していた21排出事業者から交付された59件の管理票（注）について、排出された当該産業廃棄物の運搬、処理等に関与した69収集運搬業者、36中間処理業者、46最終処分業者の延べ172事業者等（相互に兼業している事業者等があるため、実数は141事業者等）の間を追跡した。

（注）追跡調査の調査対象は、調査対象都道府県に所在する排出事業者の中から、年間排出量が1,000 t以上のものとそれ以外のもの計2事業者を事業者種別に偏りが生じないように抽出し、各排出事業者当たり原則3件を抽出して実施した。この結果、21排出

事業者が交付した61件を調査対象としたが、このうち、2件の管理票については、収集運搬業者及び中間処理業者を兼業する2事業者等から調査に対する協力が得られなかったことから、本追跡調査の調査対象管理票の母数は59件となっている。

ところで、今回、当省が実施した管理票追跡調査は、広く普及している複写式伝票による管理票制度の有効性・有用性を検証するため、産業廃棄物の排出・処理の流れに沿って、都道府県域内のみならず都道府県域を越えて広域処理される場合が多い産業廃棄物の管理票を追跡して調査したものであり、このような調査は本邦で初めての調査である。

なお、本調査は管理票の記載状況等を基にした事後的調査であり、産業廃棄物の現物の処理の実態と管理票の記載内容との整合性の確認については、当該管理票に係る現物は既に処分されており、その確認が困難であった。また、管理票と現物とを同時に追跡するためには、廃棄物が排出されてから最終処分が行われる間、調査票と廃棄物の現物それぞれに調査担当者を張り付ける必要があるなど調査技術上困難であること等から、そうした調査は行っていない。

③ 管理票記載状況調査

上記委託契約締結状況調査と同一の81事業者等を対象として計1,579件の管理票を抽出し、これら事業者等において、法令の規定に従った記載等が行われているかを確認する調査

イ 調査対象とした事業者数等

前述のとおり、委託契約締結状況調査及び管理票記載状況調査は、同一の事業者等を対象としており、その総数は、81事業者等（21排出事業者並びに20収集運搬業者、20中間処理業者及び20最終処分業者）である。

また、管理票追跡調査については、排出事業者から交付された管理票に関与した延べ172事業者等（21排出事業者、69収集運搬業者、36中間処理業者及び46最終処分業者）について調査を行った。ただし、これらの事業者等の中には、相互に兼業している業者があるため、実数は141事業者等となる。

ところで、管理票記載状況調査と管理票追跡調査の対象事業者等には一部重複があるため、管理票を対象に調査した実事業者等数は、管理票記載

状況調査の対象とした81事業者等と管理票追跡調査の対象とした141事業者等の重複を排した157事業者等（21排出事業者、43収集運搬業者、15中間処理業者、46最終処分業者、22収集運搬兼中間処理業者、7収集運搬兼最終処分業者及び1中間処理兼最終処分業者）に管理票を交付しなかった2排出事業者を加えた157事業者等となる。管理票記載状況調査と委託契約締結状況調査の対象事業者等は同一であることから、委託契約締結状況調査と管理票記載状況調査の対象事業者等数も157事業者等である。

なお、管理票追跡調査において、調査に対する協力が得られなかった2事業者等（収集運搬兼中間処理業者）は、上記157事業者等にカウントされていない。

3 調査結果

前述2イのとおり、委託契約締結状況調査と管理票関係調査（管理票追跡調査及び管理票記載状況調査）では、実数ベースで、157事業者等を調査対象としたが、委託契約が適切に行われていない又は管理票制度が励行されていないなどの法令違反等があったものが97事業者等(61.8%)みられた。

この97事業者等のうち、①委託契約の締結に関し法令違反等があったものが63事業者等（うち、12事業者等はこれのみの違反）、②管理票制度の励行に関し法令違反等があったものが85事業者等（うち、34事業者等は、これのみの違反）、及び③委託契約の締結及び管理票制度の励行の双方に法令違反等があったものが51事業者等となっている。

これらの具体的事例等については、以下で詳述する。

(1) 委託契約制度の運用の適正化

ア 委託契約締結状況調査の結果

委託契約締結状況調査の結果、調査対象81事業者等のうち、63事業者等（延べ77事業者等）、77.8%において、次のとおり、委託契約の締結に関し法令違反等がみられた。

(ア) 委託契約を締結していないもの

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、委託先ごとに書面により委託契約を締結することが義務付けられている。

しかし、管理票の記載状況を調査した81事業者等の中には、委託契約を締結すべき委託先のうち一部の委託先と契約を締結していないものが2事業者等（1排出事業者及び1収集運搬業者）に係る計2契約においてみられた。

(イ) 契約の手續・内容、契約書の保存等について、委託基準又は再委託基準に適合していないもの

排出事業者は廃棄物処理法に基づく委託基準又は再委託基準に従って委託することが義務付けられている。

しかし、81事業者等が保存している委託契約書から592件を抽出し、委託内容等を調査したところ、以下の事例のように、委託基準又は再

委託基準に適合していないものが13事業者等（延べ15事業者等）に係る計28契約においてみられた。

- ① 排出事業者は、産業廃棄物の処分を行うことにつき都道府県知事等の許可を受けた者であって委託しようとする産業廃棄物の処分がその事業の範囲に含まれるものに委託することが義務付けられている。

しかし、最終処分業の許可期間が満了し、無許可となった最終処分業者と、従前の契約を自動更新により継続しているものが1排出事業者に係る1契約においてみられた。

- ② 排出事業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者に委託する場合には、平成10年5月に発出された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」（平成10年5月7日付け衛環第37号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）により、二者間契約の徹底を図るため、委託者が受託者に支払う料金を明確にすることとされている。

しかし、収集運搬業者に支払う運搬料金と中間処理業者又は最終処分業者に支払う処分料金が区分されず、委託者が処分業の許可を有しない収集運搬業者に一括して支払う契約となっているものが1排出事業者に係る1契約においてみられた。

- ③ 委託契約書は契約の終了の日から5年間保存することが義務付けられている。

しかし、委託契約書の全部又は一部を保存していないものが2排出事業者及び2収集運搬業者に係る計5契約においてみられた。

- ④ 上記のほか、委託基準に反する事項を委託契約の内容としているもの（1収集運搬業者に係る11契約）などが9事業者等に係る計21契約においてみられた。

- (ウ) 委託契約書に記載すべき事項について記載漏れ又は記載誤りとなっているもの

排出事業者は、委託契約書に、i) 委託する産業廃棄物の種類及び数量、ii) 受託者に支払う料金、iii) 運搬の最終目的地の所在地、中

間処理又は最終処分場所（所在地）、方法、施設の処理能力等の事項を記載することが義務付けられている。

しかし、上記81事業者等に係る592件の委託契約についてその記載状況を調査したところ、委託する産業廃棄物の種類、数量、受託者に支払う料金等が記載漏れ又は記載誤りとなっているものが60事業者等に係る274契約（46.3%）においてみられた。

イ 法令違反等事例の発生理由

委託契約の締結に関する法令違反等事例がみられた63事業者等のうち、当省が調査した18都道府県等の管轄区域内に所在する57事業者等における法令違反等事例の発生理由をみると、「委託基準、再委託基準の不知、理解不足によるもの」が48事業者等（84.2%）と最も多く、次いで「不注意によるもの」が11事業者等（19.3%）などとなっている。

ウ 事業者等に対する都道府県等の周知・啓発の実施状況

平成15年度に調査対象18都道府県等が事業者等を対象に行った委託基準、管理票の運用に係る啓発事業の実施状況を調査したところ、1都道府県等は啓発事業を実施しておらず、残りの都道府県等の中には、その内容が必ずしも十分でない状況が以下のとおりみられた。

① 排出事業者を対象とした啓発事業と収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者を対象とした啓発事業とに分けてみると、2都道府県等（両方とも実施していない都道府県等を含む）は、排出事業者に対する委託契約制度の周知徹底を目的とした啓発事業を実施していない。

なお、啓発事業の実施方法別にみると、研修会・説明会の実施が11都道府県等、冊子の作成・配布が14都道府県等及びその他の啓発事業の実施が1都道府県等となっている。

② 4都道府県等は、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者に対する委託契約制度の周知徹底を目的とした啓発事業を実施していない。

なお、啓発事業の実施方法別にみると、研修会・説明会の実施が10都道府県等、冊子の作成・配布が8都道府県等及びその他の啓発事業の実施が2都道府県等となっている。

したがって、環境省は、産業廃棄物の適正な処理の推進を図る観点から、都道府県等に対し、委託契約制度の法定遵守事項に係る周知・啓発の徹底につき所要の助言を行う必要がある。

(2) 管理票制度の運用の適正化

ア 管理票追跡調査結果

管理票追跡調査の結果、以下のとおり、23排出事業者のうち2排出事業者は管理票の交付を励行しておらず、また、交付された管理票59件のうち42件（71.2%）に何らかの法令違反等がみられ、管理票制度に基づき特段の瑕疵なく処理された管理票は17件（28.8%）に過ぎないという状況がみられた。

このことは、不法投棄等の不適正処理を防止するという管理票制度が十分機能していないことを示している。

(ア) 排出事業者が、管理票を交付していないもの

排出事業者は、運搬又は処分を委託する者に、産業廃棄物の引渡しと同時に管理票を交付することが義務付けられている。

しかし、管理票の交付状況を調査した23排出事業者のうち2排出事業者（8.7%）は、管理票を交付していない。このため、当該排出事業者がどれだけ産業廃棄物を排出し、それがどこで処分されたのかが、全く明らかでない状況となっている。

(イ) 事業者等が、管理票の記載、保存、返戻等を適正に行っていないもの

排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際に収集運搬業者に管理票を交付し、処理終了後に中間処理業者等からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することが義務付けられている。

しかし、排出事業者が収集運搬業者に交付した管理票59件のうち、42件（延べ62件）の管理票（71.2%）に記載、保存、返戻等が適正に行われていない状況がみられた。

a 排出事業者が、管理票に自ら記載すべき事項を記載していないもの

排出事業者は、管理票に産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、所在地等を自ら記載することが義務付けられている。

しかし、記載すべき事項の一部を自らは記載せず、収集運搬業者又は中間処理業者に記載させているものがある（7排出事業者が交付した管理票16件）。

このうち、何も記載していないものが1件、数量を記載していないものが6件あり、これらについては、排出数量が正しいものであったか否かについて、疑念が生じるものとなっている。

- b 中間処理業者が、排出事業者に戻す管理票に最終処分年月日を正しく記載していないもの

中間処理業者は、最終処分業者から戻された二次D票により最終処分が適正に終了したことを確認の上、排出事業者に一次E票を返戻することが義務付けられている。

しかし、最終処分業者から戻された二次D票に記載された最終処分終了年月日と異なる日付が一次E票の最終処分年月日欄に記載され、排出事業者に戻されているものがある（8中間処理業者が返戻した管理票9件）。

- c 管理票を定められた期間保存していないもの

収集運搬業者又は中間処理業者は、回付又は返戻された管理票を5年間保存することが義務付けられている。

しかし、これが保存されていないものがある（2収集運搬兼中間処理業者において保存されていなかった管理票2件）。

- d 中間処理業者が、二次管理票等に一次管理票の交付番号等を記載していないもの

中間処理業者は、廃棄物処理法第12条の3第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第8条の21の規定に基づき、中間処理前後の産業廃棄物の流れの中で一次管理票と二次管理票の関連を明らかにするため、中間処理後の二次管理票に一次管理票に記載されている排出事業者の氏名又は名称及び交付番号を記載すること、また、廃棄物処理法第14条第15項及び廃棄物処理法施行規則第10条の8の規定に基づき、別途作成する帳簿に一次管理票に

記載されている排出事業者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号を二次管理票と関連させて記載することが義務付けられている。

しかし、これらの記載を行っていないことから、一次管理票の交付番号と二次管理票の交付番号の照合すらできないものがある（3 中間処理業者において記載されなかった管理票 5 件）。

e 事業者等において、管理票の返戻が遅延しているもの

i) 収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者は、廃棄物処理法第12条の3第2項及び廃棄物処理法施行規則第8条の23並びに廃棄物処理法第12条の3第3項及び廃棄物処理法施行規則第8条の25の規定に基づき、産業廃棄物の運搬、中間処理又は最終処分終了後10日以内に管理票をその交付者等である排出事業者、中間処理業者又は収集運搬業者に返戻すること、また、ii) 中間処理業者は、廃棄物処理法第12条の3第4項及び廃棄物処理法施行規則第8条の25の3の規定に基づき、最終処分業者から二次D票の返戻を受けた後10日以内に一次E票を排出事業者に戻ることが義務付けられている。

しかし、11日以上経過していながら管理票が返戻されず、中には1か月を超える期間返戻されていないものがある（4 収集運搬兼中間処理業者、14 収集運搬業者、15 中間処理業者及び1 最終処分業者から返戻された管理票30件。うち31日以上遅延しているものは1 収集運搬兼中間処理業者、5 収集運搬業者及び3 中間処理業者から返戻された管理票7件）。

イ 管理票記載状況調査結果

事業者等は、管理票の交付、回付又は返戻に当たり、廃棄物処理法第12条の3、廃棄物処理法施行規則第8条の21等の規定に基づき、委託契約に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称、管理票の交付年月日及び交付番号等を管理票に記載することが義務付けられている。

今回、管理票記載状況調査において、これら義務の励行状況を81事業者等が保存している管理票の中から1,579件を抽出し、その記載状況を調

査したところ、最終処分を行う場所の所在地、産業廃棄物の数量等が記載漏れ又は記載誤りとなっているものが、57事業者等（排出事業者19事業者等、収集運搬業者10事業者等、中間処理業者16事業者等及び最終処分業者12事業者等）で756件（47.9%）みられた。

ウ 法令違反等事例の発生理由

管理票制度の励行に関する法令違反等事例がみられた85事業者等のうち、当省が調査した18都道府県等の管轄区域内に所在する52事業者等における法令違反等事例の発生理由をみると、「管理票制度の不知・理解不足によるもの」が27事業者等（51.9%）と最も多く、次いで「不注意によるもの」が25事業者等（48.1%）、「遵法精神の欠如によるもの」が16事業者等（30.8%）などとなっている。

エ 事業者等に対する都道府県等の周知・啓発の実施状況

平成15年度に調査対象18都道府県等が事業者等を対象に行った委託基準、管理票の運用に係る啓発事業の実施状況を調査したところ、前述3(1)ウのとおり、必ずしも十分でない状況がみられた。

オ 都道府県等が実施している研修への事業者等の参加状況

都道府県等は、管理票制度について、その厳正な運用を図るとともに事業者等に周知徹底を図ること等を目的とした研修を事業者等に対して実施している。

管理票記載状況調査において調査対象とした81事業者等のうち、当省が調査した18都道府県等の管轄区域内に所在する73事業者等の中で、都道府県等が実施している上記の研修に参加しているか否かに回答した64事業者等について、研修参加の有無と法令違反等事例の有無との関係を見ると、以下のとおり、法令違反等のある事業者等は、法令違反等のない事業者等に比して研修の受講率が低い状況がみられた。

- ① 64事業者等のうち、管理票制度の励行に関する法令違反等事例がみられたものが48事業者等で、これらがみられなかったものが16事業者等となっている。
- ② 研修の参加状況をみると、法令違反等事例がみられなかった16事業者等は、すべて研修に参加しているのに対し、法令違反等事例がみら

れた48事業者等においては、研修に参加しているものは38事業者等(79.2%)にとどまっている。

- ③ 研修の中でも、管理票制度に重きを置いた研修の参加状況をみると、法令違反等事例がみられなかった16事業者等においては、12事業者等(75.0%)が参加しているのに対し、法令違反等事例がみられた48事業者等においては、24事業者等(50.0%)にとどまっている。

カ 管理票における廃棄物数量の表記が不十分な原因

今回、管理票の追跡調査の対象とした21排出事業者のうち、7排出事業者は、前述3(2)ア(イ)aのとおり、管理票に記載すべき事項の一部を収集運搬業者又は中間処理業者に記載させているが、これに関連して、次のような状況がみられた。

- (ア) 排出事業者が産業廃棄物の正確な数量の測定が困難として、その測定及び数量の管理票への記載を中間処理業者にゆだねているもの

管理票の散逸を防止するためとして、基本的に何も記入していない管理票を産業廃棄物と一緒に収集運搬業者に渡している1排出事業者を除く6排出事業者は、

- ① 大量に発生するがれき類等の数量(重量)を測定するための機器の設置場所を建設現場等に確保することが難しい、
② 大量に発生する汚泥等の数量(重量)を測定するためのトラックスケールを設置していない

など自社において正確な数量(重量)の測定が困難であること等から、収集運搬業者のトラック、タンクローリー等に産業廃棄物を積み込み中間処理業者に搬送させる一方で、管理票には産業廃棄物の数量(重量)を記載せずに収集運搬業者に交付しており、中間処理業者が、産業廃棄物の数量(重量)を計測しその数量を管理票に記載している。

- (イ) 収集運搬業者が、管理票に産業廃棄物の種類や数量を記載しているもの

今回調査対象とした69収集運搬業者の中には、排出事業者が管理票に産業廃棄物の種類及び数量(重量)を記載することは困難であるとして、広範囲に排出事業者に代わって、これらを記述しているものが

みられた。

(ウ) 環境省の対応状況

環境省は、管理票の「数量」欄の記載方法については、平成13年管理票制度運用通知において、「「数量」の記載は、重量、体積、個数などその単位系は限定されないこと」を示しているが、具体的な記載方法は示していない。これについて環境省は、当省の調査に対して、この通知は、単に単位系について示したのではなく、数量の記載に当たっては、例えば「4 tトラック1台」など、荷姿と個数や運搬容器の容量等を用いて記載しても良いという趣旨であり、運搬容器の容量等が不明の場合等においては、「数量」は収集運搬業者に聞いて記載しても良いとの見解を示したものであると説明している。しかし、当該通知の趣旨や環境省の見解が必ずしも徹底していないことが、排出事業者が数量を未記載のまま管理票を収集運搬業者に交付している一因となっていると考えられる。

したがって、環境省は、産業廃棄物の適正な処理の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県等に対し、管理票制度の法定遵守事項及び排出事業者による産業廃棄物数量の管理票への未記載を防止する方法に係る周知・啓発の徹底について、所要の助言を行うこと。
- ② 都道府県等が行う研修への事業者等の参加を推進することにより、管理票制度の法定遵守事項に係る周知・啓発の徹底を図るため、当該研修等に対する所要の支援等を行うこと。

(3) 都道府県等による立入検査の効果的な実施

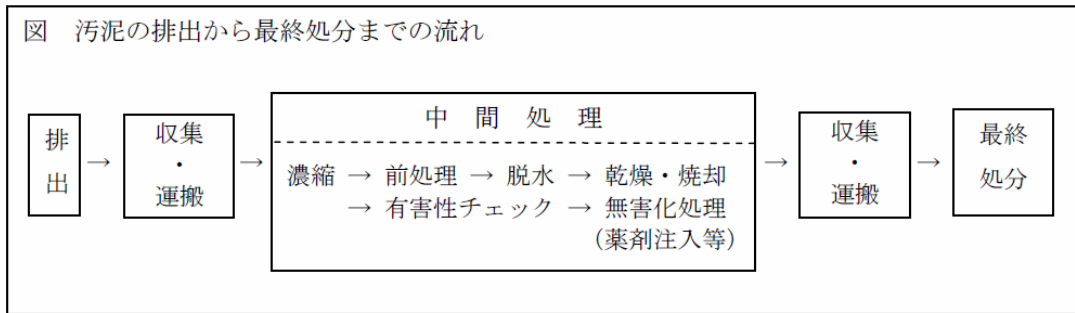
ア 立入検査における確認事項等に関する環境省の指導等

都道府県等による立入検査における確認事項について、環境省（旧厚生省）が平成2年4月に発出した立入検査通知には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の保管基準等の遵守状況を検査するために、保管基準等の個別事項を記載した立入検査表が示されている。しかし、環境省は、現在に至るまで、その後の廃棄物処理法の改正により追加された法定遵守事項（管理票に関する個別の法定遵守事項及び委託契約に関する個別の法定遵守事項）を個別に確認することができるようにするための同表の見直しや立入検査に当たってのマニュアル等の作成等を行っていない。

イ 立入検査時における中間処理前後の廃棄物数量の確認

管理票制度は、前述のとおり、産業廃棄物の処理の流れに沿って管理票を交付、回付又は返戻することなどにより、その処理状況を的確に把握し、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するために設けられた制度である。

産業廃棄物は、中間処理の段階で、複数の排出事業者から排出されたものについて大量・一括処理が行われる場合が多く、中間処理の前後では、産業廃棄物の形状、体積等が大きく変化する。例えば、汚泥の場合、下図のとおり、複数の排出事業者が排出する汚泥が一括処理され、かつ、「濃縮→前処理→脱水→乾燥・焼却」の各処理過程においてその形状、体積等が大きく変化する。また、これらの処理は、継続的に行われており、中間処理業者が受け入れた個々の産業廃棄物が、いつ、どのような中間処理が行われて、その結果どのような種類の廃棄物がどれだけ排出されたかを現行の管理票制度で捕そくすることは困難なものとなっている。



(注) 当省の調査結果による。

このようなことから、管理票制度を補足するものとして、廃棄物処理法第14条第15項及び廃棄物処理法施行規則第10条の8の規定に基づき、産業廃棄物処理業者は、前月中における受入先ごとの受入量、処分方法ごとの処分量及び処分後の産業廃棄物の搬出先ごとの持出量について、月末までに帳簿に記載することとされている。

このため、これらの帳簿の記載内容を都道府県等の立入検査の際に確認することが重要となっているが、現行の立入検査表では、帳簿について、「帳簿を事業場ごとに備え、産業廃棄物の処理について定められた事項を毎月末までに、前月中における処理に関する事項について記載しなければならない。」とされているものの、環境省は、具体的に上記の内容を確認するように立入検査表を見直しておらず、また、立入検査に当たってのマニュアル等を作成していない。

ウ 立入検査の実施状況

調査対象18都道府県等における立入検査の実施状況をみると、次のような状況がみられた。

(ア) 委託契約の締結及び管理票制度の励行について、確認していないもの

18都道府県等のうち、4都道府県等は立入検査の際に、産業廃棄物の保管及び処理施設の維持管理の状況を中心に確認しており、委託契約の締結状況及び管理票制度の励行については確認していない。また、1都道府県等は、委託契約の締結については確認しているが、管理票制度の励行については確認していない。

(イ) 都道府県等の立入検査時における法令違反等事例の把握状況

委託契約の締結状況又は管理票制度の励行について、立入検査を実施している都道府県等における立入検査時の把握状況をみると、当省が把握した法令違反等事案について、法令違反等が発生した後に行われた立入検査において、当該事案を把握している都道府県等はみられなかった。

これら立入検査で把握漏れが発生している都道府県等の立入検査表の作成状況をみると、

- ① 立入検査表に、委託契約の締結に係る検査項目を設定していないものが1都道府県等、管理票制度の励行に係る検査項目を設定していないものが1都道府県等、
- ② 検査項目は設定しているものの、検査すべきすべての個別事項を設定していないものが、委託契約では9都道府県等、管理票では9都道府県等、
- ③ 排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者の事業者等別の立入検査表を作成していないもの又は作成していても一部の事業者等別にとどまっているものが、委託契約では7都道府県等、管理票では7都道府県等、となっている。

したがって、環境省は、産業廃棄物の適正な処理の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 委託契約制度と管理票制度に係る個別の法定遵守事項や中間処理に係る廃棄物の受入量、処理量及び処理後の産業廃棄物の搬出量を適切に検査できるよう、立入検査表の見直しや検査事項を盛り込んだ立入検査マニュアル等の作成等を行い、都道府県等に示すこと。
- ② 都道府県等に対し、①の立入検査表やマニュアル等を踏まえた実効性のある立入検査を行うよう要請すること。

(4) 最終処分場の確保の推進

ア 最終処分場の残余年数

平成15年度当初における全国最終処分場の残余年数（環境省統計）は、4.5年となっている。これについて、当省が都道府県別の残余年数について試算（注）したところ、最終処分場の新設・拡張等に伴う残存容量の増加や、中間処理技術の進展、排出量の抑制、処分先の変更等による要処分量の減少などの要素により各年で若干の変化があるものの、残余年数が1年未満のものが5都道府県、1年以上2年未満のものが8都道府県、2年以上3年未満のものが5都道府県となっている。一方、10年以上のものが7都道府県みられるなど、地域的に相当程度偏在しており、特に首都圏（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び神奈川県）の1都6県。以下同じ。）において最終処分場の残余年数がひっ迫している状況がみられる。

- （注）1 残余年数は、環境省統計に基づく平成15年度当初の各都道府県別の最終処分場の残存容量（ m^3 ）を平成14年度の最終処分量推計値（ t ）で除して算出した。
- 2 最終処分量の推計は、「産業廃棄物排出・処理状況調査」（平成17年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の手法に準じ、平成14年度の各都道府県別の産業廃棄物排出量の10%とした。
- なお、「 m^3 」と「 t 」の換算率は1対1とした。

廃棄物の処理は、安全性や経済性を考慮すれば、可能な限り排出地域に近い所で処理されることが望ましいが、上述のように最終処分場がひっ迫していること等もあって、平成13年度に首都圏から1,000万 t を超える産業廃棄物が、中間処理又は最終処分のために当該都県外に搬送されている（このうち、首都圏以外の地域に搬送されているのは約110万 t ）。

こうした廃棄物の移動については、搬送先での不法投棄やそれに伴う環境汚染の問題等が生じる可能性があること等から、多くの都道府県で、産業廃棄物の越境搬入（最終処分等のために、都道府県境を越えて産業廃棄物が搬送されること。）を原則禁止したり、搬入に当たり事前の承認・協議・届出を求めるなど独自の規制措置を講じている状況がみられる。環境省が平成14年に実施した調査結果によると、産業廃棄物の越境搬入については、47都道府県のうち35都道府県

(74.5%)が何らかの越境搬入規制を行っており、越境搬入を原則禁止しているものが7都道府県(14.9%)、事前承認を求めているものが9都道府県(19.1%)となっている。産業廃棄物の越境搬入について強い規制を行っている16都道府県の最終処分場の残余年数をみると、1年未満とひっ迫しているところが1都道府県(6.3%)みられる反面、4年以上のところは9都道府県(56.3%)となっている状況がみられる。

以上のことは、前述1オのとおり、不法投棄等の不適切な処理が発生する要因の一つになっていると考えられる。

イ 公的最終処分場の確保

民間業者による最終処分場の設置は、環境悪化等を懸念する地域住民の反対により、従来からなかなか進まない状況があったこと等から、環境省は、公的な最終処分場の設置を促進するため、次の対策を実施している。

① 廃棄物処理センターの指定制度の創設

平成3年度の廃棄物処理法の改正(第15条の5等の追加)により、公共の信用力を活用して住民の環境悪化への懸念を緩和しつつ公的な最終処分場の整備を促進するため、地方公共団体が拠出又は出資を行った財団法人又は株式会社が最終処分場建設等を行う場合、当該法人を廃棄物処理センターとして環境大臣が指定(廃棄物処理法第15条の5第1項)する制度が創設された。

環境省は、廃棄物処理センターに対し、i)事業の用に供する土地についての特別土地保有税の非課税措置(平成5年度から)、ii)廃棄物処理センターに対する事業者の出えん金について損金算入の特例適用(平成5年度から)等の支援措置を講じているほか、都道府県に対しては、廃棄物処理センターの整備促進を図るため、同センターを設置した場合の経営状況等の将来予測について、環境省が実施する基礎調査(廃棄物処理センター整備基本計画調査)の結果を提供するなどしている。

さらに、平成12年度からは、後述のとおり、都道府県等が周辺住民に受け入れられやすい処理施設の設置、運営に関するノウハウを

蓄積するために設けられた産業廃棄物処理施設モデル的整備事業（国庫補助事業。以下「モデル的整備事業」という。）による最終処分場等の設置を同事業による補助金の交付対象としている。

② モデル的整備事業の創設

環境省は、平成12年度に、都道府県等が関与して産業廃棄物の処理を行うためのモデル的な施設を整備し、処理施設の安全性に対する十分な配慮等周辺住民の理解が得やすい処理施設を設置・運営していくためのノウハウを都道府県等が蓄積することを目的にモデル的整備事業を開始した。同事業は、都道府県等、廃棄物処理センター、PFI選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項による選定事業者）又は広域的廃棄物処理センター（基本的な方針第4の3に掲げる大都市圏域における広域的な廃棄物処理センターであって2以上の都道府県等により設立されたもの）が1ヘクタール以上の最終処分場等の設置を行う場合、国庫補助（補助対象事業費の4分の1を補助。平成17年度予算額38億円）を行うものである。

しかしながら、最終処分場の残余年数がひっ迫している地域において、廃棄物処理センターの指定及びモデル整備事業による最終処分場の設置が進ちよくしていない状況が、以下のとおりみられる。

- i) 廃棄物処理センターの指定の状況をみると、基本的な方針において、国がその役割として公共の関与による産業廃棄物処理施設の整備を推進することとしているにもかかわらず、制度創設後13年が経過した平成17年8月現在、指定された廃棄物センターは、16都道府県の16センターにとどまっている。また、その指定状況をも、当省の試算からみて当該都道府県の最終処分場の残余年数が2年に満たない13都道府県のうち、廃棄物処理センターが指定されているのは5都道府県に過ぎず、最終処分場の残余年数のひっ迫が顕著とされる首都圏において、廃棄物処理センターが指定されているのは茨城県及び神奈川県のみとなっている。
- ii) モデル的整備事業の実施状況をみると、平成17年8月現在、同事業により設置された最終処分場が稼働しているものが2処分場、建

設中のものが5処分場ある（設置主体は、2都道府県及び5廃棄物処理センターの計7主体）。これら7処分場が所在する都道府県の最終処分場の残余年数（当省試算）をみると、大半が4年以上（2年未満が2都道府県、4年以上7年未満が3都道府県、10年以上が2都道府県。7都道府県平均で10.2年）となっている。

また、特に最終処分場がひっ迫している首都圏についてみると、同事業により最終処分場を設置したもの及び建設中のものは、茨城県及び神奈川県のみとなっている。

これらの状況からみて、最終処分場の残余年数がひっ迫している首都圏等の地域における廃棄物処理センターの指定及びモデル的整備事業による最終処分場の設置の促進効果は限定的なものとなっている。

このような状況となっている原因としては、最終処分場の設置に伴う環境悪化を懸念してその整備に反対する住民が存在すること等から、都道府県が独自に最終処分場の設置に関して規制を行っていることが挙げられる。環境省が平成14年に実施した調査結果によると、全国47都道府県のうち43都道府県が、独自に、処理場の設置に際して住民の同意を得ることや住民に対する説明会の開催を求めている状況がみられ、その内訳は、i) 住民の同意を得ることを求めているものが9都道府県、ii) 住民に対する説明会の開催を求めているものが13都道府県、iii) これら両者の実施を求めているものが17都道府県となっている。

ウ 環境省の対応

このように、環境省は、廃棄物処理センターの設立やモデル的整備事業を実施するなど最終処分場の確保に努めているものの、それらが、必ずしも首都圏等の最終処分場の残余年数がひっ迫している地域の最終処分場確保に寄与しているとは言えない状況がみられる。このため、これら公共の関与による最終処分場の設置の促進を始めとする残存容量のひっ迫の改善方策を講ずることについて、関係都道府県が協調して取り組むよう強く働きかけることが必要と考えられるが、環境省は、このような措置を講じていない。

したがって、環境省は、最終処分場を確保することにより産業廃棄物の適正な処理を図る観点から、最終処分場の残余年数がひっ迫している首都圏等の地域を中心として、廃棄物処理センターの設立やモデル的整備事業の実施を通じた公共の関与による最終処分場の設置の促進を始めとする残存容量のひっ迫の改善方策について、関係都道府県が協調して取り組むよう働きかける等の対策を講ずる必要がある。

(5) 産業廃棄物の最終処分量の減量化対策の推進

今回、環境省及び13都道府県内に所在する30中間処理業者における中間処理残さの再生利用への取組状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 中間処理業者における中間処理後の処理残さの再生利用への取組状況

調査対象とした30中間処理業者の中には、中間処理後の処理残さの再生利用等に取り組み、最終処分量の減量化に効果を上げているものが、次のとおり、6業者みられる。

- ① 平成15年度に受け入れた汚泥、燃え殻、ばいじん、廃プラスチック類等計10万5,309 tを、セメント原料として全量再生利用しているもの（1業者）
- ② 平成15年度に受け入れた木くず1万4,800 tを、木くず切断設備により切断し、住宅建設資材等の原料（パーティクルボード）等として、全量再生利用しているもの（1業者）
- ③ 平成15年度に受け入れた食品の原料として使用した動植物性の残さ1万8,610 tを発酵処理し、混合飼料や堆肥として全量再生利用しているもの（1業者）
- ④ 平成15年度に受け入れた汚泥、廃油、廃アルカリ等21万7,000 tを、「塩化揮発法」により分離・回収又は焼却し、セメント原料又は高炉用ペレット原料として全量再生利用しているもの（1業者）
- ⑤ オイルエレメントの金属部分の処理について、平成15年7月に分解分別処理システム(エレメント自動分別カッター)を独自開発し、金属部分の再生利用を可能とした。それ以降、オイルエレメントの金属部分の6割ないし7割を回収しているもの（1業者）
- ⑥ 蛍光管の処理について、蛍光管破碎機により破碎処理を行った後、ガラスはグラスウールの原料として、また水銀蒸気は水銀として再生利用しているもの（1業者）

イ 環境省による情報提供実施状況

基本的な方針（前述1カ参照）においては、「国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により

普及啓発に努める」とされており、環境省は、平成14年度に排出事業者及び処理業者における廃棄物の減量化に向けた取組例を収集し、15年3月に「産業廃棄物の資源循環の促進に向けて」という報告書を作成し、各地方公共団体に配布する等の措置を講じている。

上記報告書の中には、当省が把握した上記の取組例6件のうち2件（上記アの④及び⑤）は含まれていないが、環境省は、上記報告書の作成・配布の後、このような取組例の収集、事業者等への提供は行っておらず、今後も、具体的に行う予定はないとしている。

しかし、中間処理残さの再生利用等に関する技術は日進月歩であることなどから、環境省においては、今後とも、定期的かつ継続的にこのような取組例の収集・事業者等への情報提供に取り組むことが必要となっている。

したがって、環境省は、産業廃棄物の最終処分量の減量化により最終処分場の延命化を図る観点から、中間処理残さの再生利用等に効果的な技術や事例を定期的に収集し、事業者等に提供するなど事業者等への情報提供を一層推進する必要がある。